

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【公開番号】特開2011-113648(P2011-113648A)

【公開日】平成23年6月9日(2011.6.9)

【年通号数】公開・登録公報2011-023

【出願番号】特願2009-266040(P2009-266040)

【国際特許分類】

F 21S 2/00 (2006.01)

G 02F 1/13357 (2006.01)

F 21Y 101/02 (2006.01)

【F I】

F 21S 2/00 4 3 9

F 21S 2/00 4 4 0

F 21S 2/00 4 4 1

G 02F 1/13357

F 21Y 101:02

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月3日(2012.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発光素子チップと、

前記発光素子チップが実装されるリードフレームと、

互いに対向して光軸に直交する方向に延びる一対の側面を有する基部を含み、前記発光素子チップを覆う樹脂封止体と、

前記一対の側面をそれぞれ覆う一対の反射壁を有するリフレクタと、を備え、

前記樹脂封止体の前記一対の側面と前記リフレクタの前記一対の反射壁との間に隙間が形成されている光源装置。

【請求項2】

前記一対の反射壁が、前記一対の側面をそれぞれ平行に覆うように形成され、前記隙間が光軸方向に対して一定である請求項1に記載の光源装置。

【請求項3】

前記隙間が、前記リードフレームの前記発光素子チップが実装される搭載部よりも前方に形成されている請求項1または2に記載の光源装置。

【請求項4】

前記隙間が、前記一対の側面の全域に形成されている請求項1または2に記載の光源装置。

【請求項5】

前記基部の光が出射する側の面である前方面に、前方に突出する突き出し部が形成されている請求項1から4のいずれか1項に記載の光源装置。

【請求項6】

前記突き出し部が、橢円半球状に形成されている請求項5に記載の光源装置。

【請求項7】

前記一対の反射壁に、前記突き出し部を覆う張り出し部がそれぞれ形成されている請求項5または6に記載の光源装置。

【請求項8】

請求項7項に記載の光源装置と、

前記光源装置から出射される光を入光する入光端面、および前記入光端面から入光した光を面状に出射せる出射平面を有する導光板と、を備え、

前記導光板の前記入光端面に、前記張り出し部の外形形状に倣う形状の切り欠き部が、前記導光板の厚さ方向に沿って形成されている面状照明装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

そこで、上記課題を解決するために、本発明に係る光源装置は、発光素子チップと、前記発光素子チップが実装されるリードフレームと、互いに対向して光軸に直交する方向に延びる一対の側面を有する基部を含み、前記発光素子チップを覆う樹脂封止体と、前記一対の側面をそれぞれ覆う一対の反射壁を有するリフレクタと、を備え、前記樹脂封止体の前記一対の側面と前記リフレクタの前記一対の反射壁との間に隙間が形成されていることを特徴とする。

また、前記一対の反射壁が、前記一対の側面をそれぞれ平行に覆うように形成され、前記隙間が光軸方向に對して一定であることを特徴とする。

この場合、前記隙間が、前記リードフレームの前記発光素子チップが実装される搭載部よりも前方に形成されていてもよいし、前記一対の側面の全域に形成されていてもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、本発明の好ましい実施の形態においては、前記一対の反射壁に、前記突き出し部を覆う張り出し部がそれぞれ形成されている。

—